

# フランス近代法研究会研究報告

## 『フランス革命期の民事立法』：旧制度下の所有権

瓜 生 洋 一

### 1 はじめに

本研究会では、フィリップ=サニャック『フランス革命期の民事立法 *La Législation civile de la Révolution française* (1789-18004), Paris, 1898.』を閲読し、翻訳しつつある。本書の概要は、2において紹介するが、その膨大な内容を読解し、日本語にする作業は、困難を極めている。なによりも、フランスに存在したさまざまな法制度、社会制度をあらゆる用語を日本語化することが、最も困難である。とはいえ、研究会会員の9年間に及ぶ弛まざる努力により、ようやく、所有権の問題に辿り着いている（本研究会の作業は、まず、第1部第2篇人と家族から始めている）。

今回の報告は、旧体制下において、所有権は、いかなるものであったか、フランス革命において、それが、どのように近代的所有権へ転化していったか、という点を中心に論じた。2004年は、ナポレオン法典（当初は、『フランス人の民事法典』と呼ばれた）制定200周年である。サニャックの業績を踏まえ、近代民事法が激動の中で形成されていったことをいま振り返ることは、大いに意義があることと思われる。

### 2 『フランス革命期の民事立法』の概要の紹介

本書は、次のような構成になっている。

序論 諸原理

総説（1789-1804年） フランスの民事立法

第1部

第1篇（1789-1795年）所有権

第2篇 人と家族

第2部 1795-1804年

結論 フランス革命期の民事立法の展開と特質 1789-1804年

すなわち、旧体制下の民事立法体系はいかなるものであったか、フランス革命において、いかなる民事立法上の改革がおこなわれたのか、ということを中心に論じられている。すでに、出版以来100年以上が経過したが、これほど体系的に、フランス旧体制下の民事立

法、フランス革命期の民事立法について包括的に論じた著作はまだ現れておらず、今なお、古典的名著として評価されている。なによりも、その包括的な論証が、その最大のメリットとなっている。

### 3 現在までの作業の進捗状況

本研究会が発足して、該書の翻訳に孜孜として取り組んできた。しかしながら、既述のごとき困難と、会員のさまざまな事情により、これまで翻訳が完了したのは、序論、総説、第1部第2篇であり、目下、第1部第1篇第1章の翻訳が完了しつつある。第1部第2篇は、次の4章からなっている。

第1章 1789年における土地所有権

第2章 古い土地制度の廃絶：土地の解放

第3章 古い土地制度の廃絶：土地の分割

第4章 新しい土地制度

本研究会での討論では、旧体制 *Ancien Régime* の理解にかかわる議論が活発におこなわれている。特に、歴史学界では、旧制度の編成単位として、法的特権を王権によって承認された団体（地縁的・職能的結合にもとづく）をあげ、それに「*集団*」という訳語が定着している。しかし、本研究会では、法律学の観点からは、あまり適当な訳語ではない、との指摘もおこなわれた。異なった領域からの新たな問題提起は、今後、学界での該訳語の見直しにもつながる可能性がある。

### 4 サニャックの所論の紹介 旧制度下の所有権

フランス旧体制下の法体系、なかんずく民事立法の特徴は、その不斉一性にあった。北部における慣習法地帯、南部におけるローマ法の再編成による成文法地帯という根本的に異なる法体系が同一国内で併存していた。また、北部、南部とも、その地域による偏差はなはだしく、法的一体性を欠如していた。また、公法と私法の弁別が不十分であり、おおむね、司法の優位のもとで推移した。また、近代民法と異なり、土地に対する所有権は、重層的であり、排他的専一的権利という観念ではなかった。すなわち、領主が上級所有権を有し、農民・耕作者が下級所有権（占有権）を有していた。しかも、これに、王権からの租税徴収、領主の封建的諸特権が加わり、農民・耕作者にとって、加重的な負担となっていた。

このため、法的統一、なかんずく、民事立法の統一が、啓蒙思想家・法律家など多くの論者によって要求された。18世紀思想家たちの共通の目標は、個人の幸福であったが、

それを実現する手段について相違がみられた。主要な論者として、エコノミストと呼ばれる改革派（ケネーを始祖とする重農主義者が主として構成する）、モンテスキュー、ヴォルテール、ルソーなどであった。これには、17・18世紀イギリスの変動と、なかんずくアメリカ合衆国独立が大きな影響を与えた。

フランス革命は、個人主義・自然法理論に基づき、既述の問題を乗り越えようとした。その努力は、単一の民事法典編纂に集中した。革命期の諸議会は、1793年、共和暦2年、4年、8年、9年の民法典草案を編纂した。革命期の民事立法の歴史を二期に分けると、第1期は、1789－95年であり、第2期は、1795－1804年である。これは、革命のさまざまな段階その特質を反映したものである。

これらの民事立法の過程をたどるにあたって、1789年における土地所有権、すなわち、旧体制下それがどのようなものであったかを理解しておかなければならない。サニャックによれば、1789年における土地の分布は、ブルジョワによる所有が増加したとはいえ、上級所有権は、聖職者、領主、貴族に帰していた。農村諸階級の生活条件、特に農民のそれは、劣悪・貧困を極めた。農民の悲惨さの原因は、土地所有制度に由来し、封土、領主所領、あるいはそうでないものから由来する諸貢租が重くのしかかり、慣習法・諸規制などがこれに加わった。さらに王権による租税制度は、第三身分を中心に重荷を負わせることになっていた。さらに、農村においては、広大な未耕作地、あるいは不十分にしか耕作されていない土地が存在し、王権の財源の枯渇にもつながっていった。

このような旧体制の実情に対して、広汎な批判が巻き起こっていった。しかし、領主・地主の諸貢租と年貢に関して、エコノミストは一致していたが、法律家は分裂してしまった。諸規制と諸慣習法について、エコノミスト（フィジオクラート）は、厳しい批判をくわえ、租税が不平等で恣意的である。また、土地の分布が、共有地と、個人所有とからなっている。彼らは、土地所有を分割することが必要である、と主張した。一方、1789年の人民の願いは、土地の解放と分割であったが、都市と農村とでは、利害が対立した。

## 5 若干のコメントと質疑応答

サニャックの所論に対するコメント：サニャックの議論、特に、旧体制の理解、フランス革命の理解に関して、その後100年の研究の蓄積により、一定の修正が加えられ、場合によっては、根本的疑義が呈されている。サニャックの業績を評価しつつも、民事立法と社会的変動の両者を見渡した研究が待たれるという点を指摘した。

質疑応答では、主として旧体制下における所有権、すなわち、上級所有権、下級所有権に関するものが多かった。加瀬氏から、日本にも四国において上級所有権、下級所有権の

区別がおこなわれていたことが指摘された（中川善之助『民法風土記』日本評論社）。また、木原氏から、この区別の淵源に関する質問がおこなわれた。この質問は、旧体制下の所有権の理解にかかわるものであり、引き続き研究の上、あらためて、回答することとなった。